

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

## 近畿（奈良）厚生年金 事案 14806

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成17年7月8日は7万5,000円、同年12月9日は23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月8日  
② 平成17年12月9日

年金事務所から照会文書が送られてきたことに伴い、A社に勤務していた期間のうち、平成17年7月及び同年12月の賞与に係る記録が無いことが分かった。

当時の明細書が無いため、詳細は不明であるが、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間に係る標準賞与額を正しく記録してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る預金取引明細表及び元同僚から提出された賞与明細書から判断すると、申立人は、A社から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、前述の預金取引明細表及び元同僚から提出された賞与明細書における厚生年金保険料の控除額から判断すると、平成17年7月8日は7万5,000円、同年12月9日は23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料を保管しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成17年7月8日は7万5,000円、同年12月9日は23万円、21年1月15日は16万2,000円、同年9月4日は14万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月8日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成21年1月15日  
④ 平成21年9月4日

年金事務所から照会文書が送られてきたことに伴い、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①、②、③及び④の賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間①、②、③及び④の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額を正しく記録してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る預金取引明細表、申立人及び元同僚から提出された賞与明細書並びにB市役所から提出された申立人に係る平成17年分及び21年分の課税証明書から判断すると、申立人は、A社から申立期間①、②、③及び④に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、前述の預金取引明細表、申立人及び元同僚の賞与明細書並びに申立人に係る課税証明書における社会保険料の控除額から判断すると、平成 17 年 7 月 8 日は 7 万 5,000 円、同年 12 月 9 日は 23 万円、21 年 1 月 15 日は 16 万 2,000 円、同年 9 月 4 日は 14 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14808

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年5月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、昭和31年3月から50年9月までC社及びA社に継続して勤務し、申立期間も厚生年金保険に加入していたはずなので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社（本社）又は同社B工場における厚生年金保険被保険者記録がある複数の元同僚の回答及び申立期間当時の同社同工場における社会保険事務担当者の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社同工場に継続して勤務し（A社（本社）から同社B工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の社会保険事務担当者が、「申立人のB工場の資格取得手続きが遅れた。本社の資格喪失日である昭和46年4月1日が正しい異動日である。」と陳述していることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭

和 46 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られなかったが、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日の昭和 46 年 5 月 21 日となっていることから、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月1日から39年10月1日まで  
② 昭和40年5月1日から41年3月1日まで  
③ 昭和44年11月1日から45年4月1日まで  
④ 昭和46年11月1日から47年4月1日まで

申立期間①については、インフレ傾向が続き、毎年2回の昇給があったので、3年間にわたって給与が同額であったはずがない。昭和35年10月の結婚時、36年及び39年の子の誕生のたびに昇給があったので、標準報酬月額も記録されているより高いはずである。

申立期間②、③及び④については、昭和40年代に取締役役に就任したことによって大幅に昇給があったので、標準報酬月額は常に上限額のはずである。

年金事務所の被保険者名簿とオンライン記録が一致しており、記録に誤りが確認できないという回答には納得できないので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間①、②、③及び④当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①、②、③及び④のいずれかに被保険者記録のある複数の元同僚は、自身の標準報酬月額に係る記録について、「当時、支給されていた給与額は、はっきり覚えていないが、おかしいと思うようなことも無い。」旨陳述している。

さらに、A社の複数の元同僚が、「申立人は、申立期間当時の社会保険事務担当で、きっちりと事務をしていた。」と陳述しているところ、元同僚から提

出のあった給与明細書を見ると、担当者欄には、申立人の姓と一致する押印が確認でき、申立期間②及び③を含む昭和40年6月分、同年7月分及び同年9月分から45年11月分までの期間の厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、当該元同僚のオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、前述のA社に係る被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準報酬月額について、遡って訂正されているなどの不適切な事務処理が行われた事跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 3 月 3 日から 16 年 1 月 1 日まで

私は、A社に平成 15 年 3 月 3 日に入社したが、会社は、当初私がパート勤務であるとして厚生年金保険に加入させず、加入は会社の都合により 16 年 1 月 1 日となった。

その後、会社は、平成 21 年 12 月になって、私については入社当初から厚生年金保険に加入させるべきであったとして、「被保険者資格記録事項訂正について」を社会保険事務所(当時)に提出し、その結果、私のA社における被保険者資格取得日は、現在、15 年 3 月 3 日に訂正されている。

しかし、申立期間については、当該訂正時点が厚生年金保険料徴収時効の期限を経過していたことから、保険給付に反映されない期間と記録されている。

また、私は、平成 16 年 1 月 1 日の当初加入後に発症した疾患による障害が残ったことから、障害厚生年金を受給したいが、申立期間が保険給付に反映されない期間であるため、現在、私の年金加入期間が受給要件期間に1か月足りず、障害厚生年金を受給できず、損害を被っている。

会社は、申立期間に係る社会保険料を半額負担すると言っており、私も半額負担するので、申立期間に係る年金記録を保険給付対象期間に訂正の上、保険料徴収手続をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における平成 16 年 1 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立てのとおり、同社からの記録訂正に係る届出に基づき 21 年 12 月 4 日付けで、15 年 3 月 3 日に訂正の上、申立期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険

者期間とならない期間と記録されている。

また、A社から提出されたタイムカード及び給与賞与データ等により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が申立人から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合とされているところ、A社から提出された前述の給与賞与データによると、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 1 日から 59 年 5 月 15 日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 4 月 1 日までの標準報酬月額（18 万円）が、従前より低い記録となっているが、当時は定期昇給があったので給与が下がるはずがなく、納得がいかない。

上記の期間を含め、昭和 52 年 5 月 1 日から 59 年 5 月 15 日までの標準報酬月額が、当時の給与額よりも低く記録されているので、調査の上、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

なお、私が在籍中のことは、当時の社長であり、現在の会長がよく知っていると思うので、当時のことを直接同人から聞いてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されているとして申し立てている。

しかしながら、A社は、保存期間を経過しているため、申立期間当時の資料が無く、申立人の申立てどおりの報酬月額の届出を行ったか否かは不明である旨回答している。

また、申立期間当時のA社の元事業主（現在は、A社代表取締役会長）は、「申立人に係る資料を保管しておらず、申立人の申立期間における給与額、厚生年金保険料の控除額及び社会保険事務所（当時）への届出額は不明である。また、申立期間当時の経営状態はおおむね良好で、社会保険料の滞納も無く、当該保険料を少なくするため給与額を低く操作するといった手段を講じた記憶は無い。なお、当時の給与が固定給と歩合給の併用であったことから、業務の成績次第で歩合給が少なくなると、標準報酬月額が低くなることは考えられる。」旨回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、不適切な事務処理が行われた事跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14812

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 16 日から 41 年 8 月 1 日まで

申立期間当時、私が勤務していたA社（現在は、B社）では、退職する女性は脱退手当金を受け取ることが一般的であったが、私は、将来に年金として受給するために請求しなかった。

ところが、10年ほど前、年金の裁定請求のために社会保険事務所（当時）に行った時に、申立期間に係る脱退手当金は、「退職金と一緒に支払われた。」と説明され、一旦は諦めかけたものの、その数年後、やはり申立期間の年金を受給する権利があると思い、再度社会保険事務所に行くと、今度は、「振込みで払った。」と言われたため、「振り込んだ証拠を見せてほしい。」と言うと、「脱退手当金裁定請求書」を見せられた。

しかし、その書類に記載されている私の名前は、私の筆跡ではなく、押印されている印鑑も使ったことのない印鑑である上、「振込希望金融機関店舗名欄」に記載されている金融機関は、私が口座を作ったことのない金融機関であったので、納得できなかった。

これまで、年金事務所に行くたびに異なる説明をされ、証拠書類として示された脱退手当金裁定請求書も信用することはできない。私は、申立期間に係る脱退手当金を請求したことも受け取ったこともないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が年金事務所に保管されており、当該請求書には、申立人の氏名、住所等の所要事項が漏れなく記されている上、脱退手当金から源泉徴収する所得税額を計算するに当たって必要となる、A社作成の申立人に係る退職所得の源泉徴収票が添付されている。

また、脱退手当金裁定請求書とともに保管されている脱退手当金計算書を見ると、申立期間に係る脱退手当金の送金先金融機関欄には、申立人の実家があった地域に所在する金融機関名（C銀行D支店（当時））が記されていることから判断すると、申立期間に係る脱退手当金は、C銀行を経由して支給されたものと推認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年12月3日に支給決定されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。